

## 森林環境譲与税の譲与基準見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全や地球温暖化防止、水源涵養、空気清浄等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これら機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年に森林環境譲与税が創設された。

江津市では、森林環境譲与税を「江津市地域林業循環創造事業」等により森林整備、森林作業道等の路網整備、間伐材の利用促進、スキルアップ研修による林業従事者の育成支援、高性能林業機械の導入支援等に活用しており、行政と民間が一体となって取り組んでいる「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進のための原動力となっている。

今後、森林の多い本市が必要な森林整備等を一層推進するためには、さらなる財源が必要となっている。

また、森林整備及び森林資源の活用にあたっては、天然林も一体的に整備・活用を図っており、私有林人工林に限らず天然林も含めた財源の確保を必要としており、今の譲与基準のままでは十分対応できない状況である。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

### 記

- 1 森林整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林の多い地域への配分割合を高める見直しを行うこと。
- 2 森林の有する公益的機能は、人工林のみで果たされるものではなく一体的に管理される現状を鑑み、私有林人工林面積とされている算定基準に私有林天然林面積を含めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月25日

江津市議会